

「特掲診療料の施設基準等」
「第七 投薬」に基づく掲示

薬剤の「一般名処方」の実施について

- 2020年以降、日本国内では、特に後発医薬品の供給不足が続いています。複数の会社が製造する後発医薬品が、品質管理の不備により、出荷停止や限定出荷になっており、その影響は2024年に入った今も続いています。
- そのため、医療用医薬品の供給が停滞することにより、薬による治療が中断することのないよう、患者さんへ十分に説明したうえで、処方せんを発行するにあたり、「一般名処方」を実施しております。

これにより、保険薬局は製薬会社、先発品、後発品に関わらず、柔軟に調剤を行うことができ、薬物治療を滞りなく行うことができます。
- 患者さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「一般名処方」とは？

- 医療用医薬品は「先発医薬品」と「後発医薬品」の二つに分類されます。

「先発医薬品」とは、最初に発売された薬で、新薬とも呼ばれます。
- 後発医薬品は、先発医薬品の再審査期間や特許期間（20～25年間）終了後に発売されるもので、ほぼ同じ成分、同じ効き目の薬で、ジェネリック医薬品とも呼ばれています。
- 医師が先発医薬品を指定して処方せんを発行するときは、「商品名」を記入しますが、特に新薬である必要がなく、後発医薬品が存在するときは薬の有効成分の名称である「一般名」を記入します。これを「一般名処方」と言います。

国は、医薬品不足が続く現状のなかで、薬による治療が滞りなく行えるよう、「一般名」を処方せんを書くことで、保険薬局の在庫状況に応じて、先発品、後発品のいずれも調剤ができる状態にするため、「一般名処方」を推進しています。

